

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

〔平成15年4月21日〕
〔条例第39号〕

改正	平成15年11月26日条例第268号	平成15年12月25日条例第271号
	平成17年11月30日条例第101号	平成18年12月22日条例第117号
	平成20年9月4日条例第32号	平成21年5月27日条例第23号
	平成21年11月30日条例第38号	平成22年3月29日条例第2号
	平成22年11月30日条例第22号	平成26年12月1日条例第34号
	平成27年3月20日条例第6号	平成28年3月2日条例第3号
	平成28年12月1日条例第47号	平成29年3月16日条例第5号
	平成30年3月1日条例第5号	平成31年2月28日条例第2号
	令和元年11月29日条例第27号	令和2年3月23日条例第7号
	令和2年11月30日条例第44号	令和3年11月30日条例第27号
	令和4年11月30日条例第40号	令和5年11月30日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、周南市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額は、別表第1に掲げるところによる。ただし、月の中途においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときのその月の議員報酬の額については、その職に就いた日から、又はその職を離れた日までの日数に応じ、日割計算の方法により算出した額とする。

2 議員報酬は、いかなる場合においても、重複して支給しない。

3 別表第1に掲げる職務の変更に伴い月の中途において議員報酬の額に異動を生じた場合においてその者に対して支給すべきその月の議員報酬の額は、その異動の日前及びその異動の日以降の日数に応じ、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合算額とする。

4 議員報酬の支給日については、周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため、旅行したときは、費用弁償をする。

2 前項の費用弁償の額は、別表第2に掲げるところによる。

3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の適用を受ける職員の旅費支給の例による。

4 市内旅行の旅費は、議員が議会に出席する場合に支給するものとし、片道2キロメートルを超える旅行の場合で、その主たる交通手段により次の各号に基づき支給する。

(1) 私用車（自動車、原動機付自転車及びその他の原動機付の交通用具をいう。）の場合は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額で実費を支弁することができない場合には、実費額を支給するものとする。

(2) バスを利用する場合には、居所の最寄りの停留所から本庁までの実費を支給するものとする。

(3) 鉄道を利用する場合には、居所の最寄りの駅から徳山駅までの実費を支給するものとする。ただし、居所から最寄りの駅までが2キロメートル以上ある場合にはその間の旅費も支給することができる。

5 前項第1号の規定による路程計算は、最も経済的で効率的な路程により実測した距離による。ただし、通算した経路に1キロメートル未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

（期末手当）

第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月21日から施行する。

（経過措置）

2 費用弁償に係るこの条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（平成15年4月分の報酬に関する特例）

- 3 この条例の施行前に徳山市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成10年徳山市条例第28号）、新南陽市報酬及び費用弁償条例（昭和28年新南陽市条例第21号）、熊毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年熊毛町条例第5号）又は鹿野町報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年鹿野町条例第1号）の規定により既に支給された平成15年4月分の報酬は、この条例の規定による報酬の内払とみなす。

（在職期間の通算）

- 4 第4条の規定の適用については、給与条例第20条第2項に規定する在職期間に徳山市議会、新南陽市議会、熊毛町議会又は鹿野町議会の議員として在職した期間を通算する。

（平成21年6月に支給する期末手当の特例措置）

- 5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成15年11月26日条例第268号抄）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は、平成15年12月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第271号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（報酬の額の特例）

- 2 別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日から市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項で定める期間における議員の報酬の額は、同表に規定する報酬の額から、当該報酬月額に100分の10をそれぞれ乗じた額を控除した額とする。

附 則（平成17年11月30日条例第101号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第117号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月4日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月27日条例第23号）

この条例は、平成 21 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第38号抄）

- 1 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第2号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日条例第 22 号）

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月1日条例第34号）

この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第6号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年3月2日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の費用弁償等支給条例」という。）第 4 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の費用弁償支給条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 1 日条例第 47 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 16 日条例第 5 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日条例第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の費用弁償等支給条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の費用弁償等支給条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の費用弁償等支給条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成31年2月28日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の費用弁償等支給条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の費用弁償等支給条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の費用弁償等支給条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

附 則（令和元年11月29日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日条例第44号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第29号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日条例第40号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日条例第29号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

職名		区分	金額
議長の職にある者		月額	545,000円
副議長の職にある者		月額	475,000円
議員		月額	445,000円
常任委員会、 議会運営委員会、 特別委員会	委員長の職にある者	(別に) 月額	15,000円
	副委員長の職にある者	(別に) 月額	8,000円

(平15条例271・一部改正)

別表第 2（第 3 条関係）

区分		航空賃・鉄道賃・船賃・車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
1号	議長の職にある者	旅費条例の適用を受ける職員の旅費の支給の例により算出した額（市内旅行の旅費を除く。）	2,800 円	13,900 円
2号	その他の議員			

備考

- 1 区分欄に掲げる各号は、周南市旅費条例別表第 1 区分欄に掲げる各号とそれぞれ対応するものとする。ただし、同条例第 10 条第 1 項第 3 号に規定する特別車両料金は支給しない。
- 2 市内旅行の場合には、日当は支給しない。
- 3 市内旅行の場合で、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、2 分の 1 の額を支給する。